

地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱
（インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業））

令和 7 年 3 月 31 日 6 林政政第 625 号
最終改正 令和 8 年 4 月 1 日 7 林政政第 577 号

農林水産事務次官

第 1 通 則

「地域未来交付金制度要綱」（令和 8 年 2 月 4 日付け府地創第 30 号及び府地事第 54 号内閣府事務次官通知、7 農振第 2446 号農林水産事務次官通知、20260127 財経第 2 号経済産業事務次官通知、国総政第 54 号国土交通事務次官通知並びに環政総発第 2602032 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）に定める地域未来交付金（地域未来推進型）（以下「交付金」という。）第 6 1 3）のインフラ整備事業のうち森林整備事業及び治山事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、「予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件」（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 交付金の交付対象

1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、別表 1 のとおりとする。

2 事業主体

事業主体は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）及び認定地方公共団体からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する者であって、別表 1 のとおりとする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体である都道府県又は認定地方公共団体である市町村が属する都道府県とする。

なお、都道府県以外の事業主体が、法第5条第15項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）に基づき森林整備事業を行う場合、当該事業主体を適正化法第2条第6項の間接補助事業者等とし、当該事業主体が属する都道府県を交付金の交付先とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、交付規則の規定に基づき農林水産大臣が行うものとする。

ただし、第6第3項の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業（以下「当初予定事業」という。）以外のインフラ整備事業（以下「他の事業」という。）に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

農林水産大臣が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、制度要綱第5第1項に規定する地域未来推進型実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に対して本交付金の交付が開始される年度からおおむね5か年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A : 実施計画に記載されている対象事業ごとに別表1の「経費」に掲げる経費

B : 実施計画に記載されている対象事業ごとに別表1の「補助率」に掲げる国の負担割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

D : 算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額
進捗率 : 対象事業に係る総事業費に対する執行事業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第7に規定する引上額を含む。）すべてについて、前項の規定により算出される額にかかわらず、当該事業に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額（第7に規定する引上額を除く。）の1/2未満の範囲で、かつ他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の事業に要する経費として充てることができる。

ただし、同一認定地方公共団体において、同一実施計画内の事業間で関係省庁間の協議が調った場合に限る。

第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和36年政令第258号）第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6第1項に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、負担特例法第2条に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる当該年度のものをを用いることとする。

第8 指導監督交付金

農林水産大臣は、都道府県に対し、工事費（工事雑費を除く。）と別に、指導監督交付金（都道府県知事が第2第2項に定める事業主体（都道府県を除く。）に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

第9 交付申請

1 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする都道府県は、交付申請書を農林水産大臣（事務委任に係るもので沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該交付金等に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 交付規則第 2 条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官が別に通知する日までとする。

第 10 交付金の交付決定

1 農林水産大臣は、第 9 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県に対しその旨を通知するものとする。

2 第 9 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は 1 月とする。

第 11 契約等

都道府県は、対象事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

第 12 交付申請の変更、中止又は廃止の承認

1 都道府県は、適正化法第 7 条第 1 項及び交付規則第 3 条第 1 号の規定による承認を受けようとする場合は、あらかじめ別記様式第 2 号の変更承認申請書を提出するものとする。

2 農林水産大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 実施計画に定められた対象事業については、実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第 7 条第 1 項第 3 号の農林水産大臣が別に定める軽微な変更とし、事業の内容に関する変更申請を要しない。

第 13 交付申請の取下げ

都道府県は、第 9 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 10 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内に、その旨

を記載した別記様式第3号による申請取下書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第14 事業遅延の届出

- 1 都道府県は、対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

第15 遂行状況報告

- 1 都道府県は、交付金対象事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに農林水産大臣に提出しなければならない。
なお、林野庁長官が別に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県が対象事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号）に係る報告を林野庁に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第1項による報告のほか、農林水産大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

第16 実績報告

- 1 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県は、対象事業が完了したとき（第12第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から、1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 都道府県は、対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号による年度終了実績報告書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、前項の規定により実績報告書を提出する場合は、これをもって年度終了実績報告書に代えることができるものとする。

- 3 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

第17 交付金の額の確定

- 1 農林水産大臣は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県に通知するものとする。
- 2 農林水産大臣は、都道府県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（都道府県において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第18 交付金の額の再確定

- 1 都道府県は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、対象事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により対象事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、農林水産大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第17第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

第19 交付決定の取り消し等

- 1 農林水産大臣は、第 12 第 1 項の規定による対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 10 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 都道府県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県が、交付金を対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県が、対象事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接交付対象事業者が、間接交付対象事業の実施に関し、法令に違反した場合
 - (5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を間接交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農林水産大臣は、1 の(1)から(5)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 17 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

第 20 財産の管理等

- 1 都道府県は、交付対象経費（対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第 21 財産の処分の制限

- 1 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の農林水産大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。
- 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 4 都道府県は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第 22 残存物件の処理

都道府県は、対象事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を農林水産大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

第 23 関係書類の保管

- 1 都道府県は、対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して対象事業の収入及び支出を記載し、交付金の用途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第24の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 24 交付金調書

都道府県は、当該対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならない。

第 25 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件等

- 1 都道府県は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、第12、第14から第16、第18第1項、第19、第20、第22及び第23の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱（対象事業ごとに定めるものをいう。）に従うべきこと。
 - (2) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を行うに当たって森林法（昭和26年法律第249号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を遵守すべきこと。
 - (3) 間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資

産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付対象事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県による間接交付金の交付の決定をもって都道府県の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(4) 前号による都道府県の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県に納付させることができること。

2 都道府県は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接交付対象事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 11 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 都道府県は地方公共団体である間接交付対象事業者に交付金等を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、第 1 項に定めるもののほか、当該間接交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による交付金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

4 都道府県は、間接交付対象事業者に対する交付金の交付に先立ち、間接交付対象事業者に対する交付金の交付に際し付す条件の内容について農林水産大臣に届け出なければならない。

- 5 都道府県は、間接交付対象事業者が間接交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 6 都道府県は、第1項第3号により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第3号ただし書の場合にあっては、第10第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に農林水産大臣の承認を受けたものとする。
- 7 都道府県は、第1項第4号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 8 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 9 都道府県は、間接交付対象事業に関して、間接交付対象事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

第26 交付金交付決定前の着手

対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体は、交付金交付決定を受けるまでの期間内に生じるあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、その理由を具体的に付して、別記様式第12号による交付決定前着手届を農林水産大臣に提出し、行うものとする。

第27 事業の適正な実施

- 1 事業主体が第6第2項に規定する事業の進捗率の変更、又は第6第3項に規定する交付金の他の事業への充当を行おうとするときには、当該都道府県知事に対し事前にその内容等を報告し、事業の適正な実施に努めなければならない。
- 2 都道府県知事は、第6第3項に規定する交付金の他の事業への充当等、事業の適正な実施を図るため、第9及び第12に定める申請並びに第16に定める報告を行うときは、別記様式第13号による総括表を作成し添付するものとする。

別表 1

事業	経費	事業主体	要件等	補助率
治山事業	「林業関係事業補助金等交付要綱」(昭和47年8月11日47林野政第640号農林水産事務次官依命通知)の別表1の(2)の経費に準ずる。	都道府県	事業区分、事業内容及び事業要件は「民有林補助治山事業実施要領」(昭和48年11月27日48林野治第2235号林野庁長官通知。)及び「民有林治山事業の範囲について」(昭和48年11月27日48林野治第2235号林野庁長官通知)に準ずる。	「林業関係事業補助金等交付要綱」の別表1の(2)の国の補助率に準ずる。
森林整備事業	「林業関係事業補助金等交付要綱」(昭和47年8月11日47林野政第640号農林水産事務次官依命通知)の別表1の(5)の経費に準ずる。	「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。)の第1に準ずる。	事業区分、事業内容及び事業要件は実施要領の第1に準ずる。	「林業関係事業補助金等交付要綱」の別表1の(5)の国の補助率、及び都道府県の補助率に準ずる。

事業区分、事業要件、国の負担割合その他事業の実施については、実施要領によるほか林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

別記様式第1号（第9関係）

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
（インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業））交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 宛て

氏 名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業））第9の規定に基づき、 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分
- 3 事業完了予定年月日
- 4 収支予算

- 注) 1 「事業内容及び経費の配分」については、様式Ⅰによること。
2 「収支予算」については、様式Ⅱによること。
3 都道府県が、市町村に係る指導監督交付金を申請する場合も本様式を使用すること。
4 設計書等を添付すること。

別記様式第2号（第12関係）

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、別紙理由書に記載した理由により事業内容及び経費の配分を変更したいので、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業））第12の規定に基づき申請する。

- 注) 1 上記「関係書類」については、交付金が決定された事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を比較対照できるよう、様式Ⅰ及び様式Ⅱにより二段書き（上段に変更前、下段に変更後を記載）したものであること。
- 2 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と置き換えること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち変更のあったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第13関係）

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）申請取下書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 宛て

氏 名

年 月 日付 第 号をもって交付金の交付の申請を行った事業について、その申請を取り下げたく、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業））第13の規定に基づき関係書類を添えて申請する。

記

- 1 申請を行った年月日
- 2 申請を取り下げる事由

注) 交付申請書の写しを添付すること。

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業））第14の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第15関係）

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業） 遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業））第15の規定に基づき、月 日現在の遂行状況を別紙（下記）のとおり報告する。

注）遂行状況報告は、様式Ⅲによること。

別記様式第6号（第16第1項関係）

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業））第16第1項の規定に基づき、その実績を下記のとおり、関係書類を添えて報告する。

なお、あわせて精算額 円の交付を請求する。（※交付金の全額が概算払いにより交付されている場合は、左の記述は不要）

記

- 1 交付金の実績
- 2 収支精算

注）交付金の成績及び収支精算の記載は、様式IV及びVによること。

別記様式第7号（第16第2項関係）

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 宛て

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業））第16第2項の規定に基づき、年度における実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

1 年度内に終了した事業の実績

注) 1. 本様式は、年度内に事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。

2. 年度内に終了した事業の実績の記載は、様式VIによること。

別記様式第8号（第16第4項関係）

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（事務委任に係るものは内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇県（都道府）知事 氏 名

年 月 日付け 林 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業））第16第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 金 円
（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
- 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 交付金返還相当額（3－2） 金 円

（注）1 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）様式Ⅶ「年度 地域未来交付金（地域未来推進型）インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）に係る消費税仕入控除税額集計表」
 - （2）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - （3）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - （4）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - （5）事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 1 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 様式Ⅶ「 年度 地域未来交付金（地域未来推進型）に係る消費税仕入控除税額集計表」
 - (2) 免税業者の場合は、対象事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - (3) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - (4) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、対象事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - (5) 事業主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第9号 (第23関係)

年度 地域未来交付金 (地域未来推進型) インフラ整備事業 (森林整備事業及び治山事業) 財産管理台帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			令和	年度	農林水産省所管補助金等名									
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造施設区分	施行箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認月日		処分の内容
	(事業細目)								交付金	都道府県費	市町村費	その他					
	計																
	計																
	合計																

- 注) 1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権等の設定権者の名称または交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第10号（第24関係）

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）交付金調書

国			地方公共団体名										備考
区分名	交付決定の額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

- 記載要領) 1 「区分名」欄には、別表1の「要件等」に定める事業区分のほか、当該事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、要件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「区分名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

年度 契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付金事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第 12 号（第 26 関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）交付決定前着手届

地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業））第 26 の規定に基づき、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので、お届けする。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

注) 交付決定前着手届の記載は、様式Ⅷによること。

(様式 I)

地域未来交付金（地域未来推進型）インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）の内容及び経費の配分内訳

様式は、治山事業については、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和 47 年 8 月 11 日 47 林野政第 640 号）別記様式 2 治山事業の様式 I を準用し、森林整備事業については、林業関係事業補助金等交付要綱別記様式 5 森林環境保全整備事業の様式 I を準用する。

(様式Ⅱ)

年度 地域未来交付金 (地域未来推進型)

インフラ整備事業 (森林整備事業及び治山事業) の収支予算書

(1) 収入

(円)

予 算 額			備 考
交付金	都道府県負担金	合計	

(2) 支出

区 分	予算額	備 考
県営 (a)		
市町村営 (b)		
指導監督交付金 (c)		
合計 (a)+(b)+(c)		

注) 1. 表(1)の「合計」欄と、表(2)の「合計」欄を一致させること。

2. 内訳については必要に応じ、工事設計書を添付し、明らかにすること。

(様式V)

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）
インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）の収支精算書

(1) 収入

予 算 額			精算額	差引増▲減額	備 考
交付金	都道府県負担金	合計			

(2) 支出

区 分	予算額	精算額	差引増▲減額	備 考
県営 (a)				
市町村営 (b)				
指導監督交付金 (c)				
合計 (a)+(b)+(c)				

注) 表(1)の「合計」欄と、表(2)の「合計」欄を一致させること。

(3) 交付金精算

	交付金決定額	精算交付金総額	既受領交付金総額	差引交付金 未受領（返還）額	備 考
工事費 (a)					
指導監督交付金 (b)					
合計 (a)+ (b)					

(様式VI)

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）

インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）年度終了実績報告書

(円)

地域再生 計画の名称	区分	箇所（又は路 線名）	事業箇所 （市町村）	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越分		竣工予定年月日	備 考
				事業費	交付金	事業費	交付金	事業費	交付金		

注) 1. 「区分」の欄には、別表1の「要件等」に定める事業区分の別を記入すること。

2. 本表は事業年度ごとに別表とすること。

3. 翌年度繰越額欄は、確定した繰越額欄をもって記載すること。

4. 翌々年度へ繰越が行われた場合は、年度内遂行実績欄は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{（当初年度執行分）} \\ \text{（次年度執行分）} \end{array} \right\}$ の2段書きとする。翌年度繰越額欄は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{（翌年度繰越分）} \\ \text{（翌々年度繰越分）} \end{array} \right\}$ とする。

(様式Ⅶ)

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）に係る消費税仕入控除税額集計表

(都道府県名)

区分	事業主体名	事業費	交付金	課税方式	仕入れに係る消費税額 及び地方消費税額	国の負担割合	消費税仕入 控除税額	消費税 確定 未確定	備考
合計									

- 注) 1. 「区分」の欄には、別表1の「要件等」に定める事業区分の別を記入すること。
2. 当該交付金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定に該当する事業者若しくは消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載すること。
3. 第16第3項及び第16第4項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を別表で添付すること。
4. 「課税方式」欄には、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にとっては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にとっては「簡易課税」、その他の事業者にとっては「課税」と記入すること。
5. 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
6. 「消費税仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国の負担割合を乗じて得た金額を記載すること。
7. 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

(様式Ⅷ)

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）交付決定前着手届

地域再生計画の名称	区分	箇所（又は路線名）	事業箇所（市町村）	事業実施主体	事業内容	交付金	事業費	着手予定年月日	交付決定前着手を必要とする理由
計									
計									

- 注) 1. 「区分」の欄には、別表1の「要件等」に定める事業区分の別を記入すること。
 2. 「交付金」の欄には、指導監督交付金を除いた額を記入すること。
 3. 「事業費」の欄には、工事雑費を除いた工事費について記入すること。

別記様式第13号（第26関係）

年度 地域未来交付金（地域未来推進型）インフラ整備事業（森林整備事業及び治山事業）総括表

（単位：円）

地域再生 計画の名称	区分	箇所（又は路線名）	前年度までの執行事業			当 該 年 度					累 計				全体計画				事業期間	備 考	
			事業費 a	交付金		事業費 d	交付金		国の負担割合		事業費 g=a+d	交付金		国の負担割合		総事業費 j	国の負 担割合 k	交 付 限度額 j×k			事 業 進捗率 g/j
				単年度 交付額 b	引上額 c		単年度 交付額 e	引上額 f	e/d	(e+f)/d		単年度 交付額 h=b+e	引上額 i=c+f	h/g	(h+i)/g						
		計																			
		計																			

- 注) 1. 「区分」の欄には、別表1の「要件等」に定める事業区分の別を記入すること。
2. 「事業費」の欄には、工事雑費を除いた工事費について記入すること。
3. 「交付金」の欄には、指導監督交付金を除いた額を記入すること。
4. 当該年度及び累計の「国の負担割合」の欄が100%を超えないこと。
5. 事業期間の最終年度にあつては、箇所（又は路線）ごとの累計の欄の「国の負担割合」と全体計画の欄の「国の負担割合」の欄が一致していること。
6. 第6第3項により、交付金を他事業へ充当した場合は、実績報告時に（）書きとして明らかにすること。